

1600年8月4日の “staying entry” はいかに解釈すべきか : ロンドン書籍商組合記録再考

太田, 一昭
九州大学大学院言語文化研究院 : 教授

<https://doi.org/10.15017/7151762>

出版情報 : 言語科学. 48, pp.7-16, 2013-02-13. The Faculty of Languages and Cultures, Kyushu University
バージョン :
権利関係 :



1600 年 8 月 4 日の “staying entry” はいかに解釈すべきか

——ロンドン書籍商組合記録再考——*

太田 一 昭

1600 年 8 月 4 日のロンドン書籍商組合記録に、宮内大臣一座の 4 作品 (*As You Like It*, *Henry V*, *Every Man in His Humour*, *Much Ado about Nothing*) の、いわゆる “staying entry” が見える。¹

<i>As you like yt</i> / a booke	}	to be staid
<i>HENRY the FIFT</i> / a booke		
<i>Every man in his humour</i> / a booke		
<i>the commedie of 'much A doo about nothinge'</i> a booke /		

一見してすぐ分かることだが、これは明らかに正規の「登録」(registration)ではない。通常の登録とは別に、記録簿の見返しの遊び紙に記されており、しかも登録申請者(原稿を所有する書籍商)の氏名も登録手数料受領記録も見えない。記録簿への登録は、書籍名及び原稿に対する権利を有する書籍商に言及することを常とする。そのような登録は、その書籍商の著作権が承認されたことの証明であり、その書籍商以外の者による出版を禁止するものである。もし正規の登録でなければ何か。書籍商組合書記の覚書である。少なくともこの点については、近年の諸家の見解は一致しているように思われる。²

問題は、この記載が何を意味するかである。この点については学者の見方は分かれる。³ 多くの研究者は、一種の「出版阻止登録」と見る。より正確に言えば、これは何らかの理由で出版が阻止された記録だというのである。阻止しようとしたのは、この 4 本の劇を所有する宮内大臣一座である。なぜ阻止しようとしたのか。その理由は 2 つに大別される。一つは他者による無断出版を防ぎ、出版料(原稿料)を確実に得るためであり、もう一つは出版によって他の劇団が脚本を入手することを防ぐためである。このような出版阻止説に対して、この記載は提出された原稿が公式検閲者の認可を得ていなかったことを示しているという見方がある。ごく大まかに言えば、8 月 4 日の「登録」は以上のように解釈されている。本稿では、この問題を再検証し、筆者なりの解答を出してみたい。

8 月 4 日の記載は、出版阻止登録ではない

まず確認しておかねばならないのは、問題の記録は「出版阻止登録」ではないということである。冒頭に述べたように、この記載は書籍商の氏名も登録手数料受領記録も欠いており、正規の登録ではない。正規の登録でなければ、特定の書籍商の著作権を保証しない。少なくとも筆者が調査した、1590 年代後半以降の約 10 年間の組合記録には、抽象的な文言で即ち(組合が正当な原

稿所有者と認定した）書籍商名を明記することなく、特定の書籍の印刷あるいは登録を禁止するという記載は皆無である。したがって 8 月 4 日の記載に、4 作品の出版を阻止する力はない。

では、これは出版が阻止されたことを伝える記録であろうか。おそらくそうではない。その第 1 の理由は、出版を阻止する理由が見あたらないということである。そもそも誰が劇の出版を恐れるのであろうか。宮内大臣一座であろうか。一座が出版を恐れたとして、その理由は何か。脚本が出版されると、他の劇団がそのテキストを入手して自分たちの上演台本として用いることを恐れたのだろうか。これはありそうもない話である。当時のロンドンでは複数の劇団が常時活動をしていたが、他劇団のテキストを盗むのではなく、同様のテーマやストーリーの「新作」を上演するのが普通だった。脚本の「盗用」はだめでも、他劇団で人気を博している作品の筋や趣向を模した「複製」を作って上演することは、容認されていた。⁴ また演劇管理者の宮廷祝典局長が、他の劇団の演目の無断上演を容認したとも思えない。

オクスフォード版シェイクスピア全集の編者は、1986 年出版の初版の序論で、劇団は自分たちの演目の脚本がライヴアル劇団の上演に利用される可能性があるときには、脚本を出版しないようにしたのだと述べている。⁵ また 2005 年の第 2 版の序文では、効力を持つ演劇の著作権は当時存在しなかったと書いている。⁶ たしかに劇団は、自分たちの演目に対して現代的な意味での著作権を有してはいなかった。しかしある種の独占的な上演権は持っていた。その権利を付与したのが宮廷祝典局長であった。この時代、公衆劇場その他の公の場で上演される演劇は祝典局長の事前検閲に付すことが義務づけられていた。上演台本を局長に提出し、上演の許可を得た作品だけが上演を許されたのである。となれば、他劇団の演目を盗んで上演することは、少なくとも局長のお膝もとのロンドンでは困難であつたろうし、事実シェイクスピア時代のロンドンを本拠とする劇団が他劇団の演目を盗用するということは通常はなかった。加えて、仮に劇作品の盗用を劇団が恐れねばならない状況であつたとすれば、盗用上演を伝える資料が多く残っているはずだが、そのような資料はほとんど見当たらない。⁷ また劇団が作品の出版を警戒していたにしては、戯曲の出版点数が多すぎはしないだろうか。ハーベッジの『英国演劇年表』(*Annals of English Drama, 975-100*)によれば、劇場座建設年の 1576 年から劇場が閉鎖された 1642 年までに約 1200 本の劇が上演または執筆されているが、そのうち 500 本弱が出版されている。⁸ やはり劇団が演目の盗用を恐れるような状況ではなかったと結論せざるをえない。そして演目の盗用が難しかったとすれば、宮内大臣一座が脚本の盗用を恐れて出版阻止をしたとは考えにくいのである。⁹

問題の 4 作品の中で『ヘンリー五世』は、8 月 4 日の時点ですでに出版されていた可能性が高く、これも同記録が出版阻止記録でないことを示唆する。『ヘンリー五世』の初版つまり第 1・四つ折本は、トマス・ミリングトンとジョン・パスビーによって 1600 年に出版された（印刷者はトマス・クリード）。¹⁰ これに先立つ出版登録は書籍商組合記録に見えないが、許可を得て出版されていたのは間違いない。というのも、同年 8 月 14 日の書籍商組合記録によれば、¹¹ 『ヘンリー五世』は 8 月 14 日より前に印刷されていて、この時公式に（他の 7 篇の書籍とともに）ペイヴィアへ譲渡されているからである。譲渡されているということは、初版出版者ミリングトン・パスビーの著作権がその前に認められていたということである。初版の出版日は正確には分からないが、原稿入手から印刷完了まで 10 日を要しないということはないだろうから、出版許可は 8 月 4 日

以前に与えられていて、初版は8月4日にはすでに刷り上がっていたか、少なくとも印刷中であつただろう。同戯曲が8月4日の時点ですでに合法的に出版されていたかあるいは印刷中であつたとすれば、書籍商組合は『ヘンリー五世』の出版を許可しているのである。そして『ヘンリー五世』が出版を許されているのであれば、出版は阻止されていないのである。

宮内大臣一座は原稿料確保のために出版阻止を試みたという説も、説得力を欠く。前記4作品のうち『ヘンリー五世』は1600年に初版（第1・四つ折本）が出版されている。初版の出版登録は、組合記録に見えない。『気質くらべ』は、“staying entry”の10日後の8月14日（『ヘンリー五世』の譲渡登録日と同日）にカスパート・バービーとウォルター・バーの本として登録され、¹²翌1601年に出版された。『から騒ぎ』は1600年8月23日にアンドルー・ワイズとウィリアム・アスプリーの本として登録され、¹³『ヘンリー五世』と同じく1600年に出版されている。この3作品は『お気に召すまま』とともに8月4日の記録に一括して記載されているが、出版者はすべて異なる。ということは、8月4日に登録申請をしたのは、3組の異なる書籍商だったかもしれない。もし宮内大臣一座が出版料を確実に得るために出版を阻止しようとしたとすれば、一座は原稿を複数の書籍商に原稿料後払いの条件で譲渡して、しかも8月4日の時点ではどの出版者も原稿料をまだ払っていないということになる。これもありそうにない話である。それとも原稿が近々に書籍商の手に渡ることを見越して、出版前に先手を打ったということなのだろうか。これも分かりにくい説明である。加えて、上述のように、『ヘンリー五世』はすでに印刷されていた可能性が大きく、そういう本の原稿代が未払いというのも考えにくい。そもそも『ヘンリー五世』の原稿はいわゆる不良四つ折本である。劇団の役者がその原稿入手あるいは作成に関与していたのは間違いないと思われるが、宮内大臣一座が劇団として所有しているはずの本来の台本であつた可能性は小さい。不良四つ折本は、2時間の上演用に作られた「権威ある脚本」という見方もあるが、¹⁴少なくとも『ヘンリー五世』については、テキストの不良部分と善良部分の差が大きすぎて、これを劇団所有の脚本とみなすことは難しいように思われる。劇団所有の本来の脚本は、1623年出版の二つ折本の底本となったテキストであろう。だとすれば、宮内大臣一座がこのテキストの出版阻止のために動いたとは思えない。

「海賊版」と版權の問題

宮内大臣一座がいかなる理由にせよ、劇団所有の戯曲の他者による出版を恐れたというのは、別言すれば、「海賊版」の出版を恐れたということである。しかし、宮内大臣一座が「海賊版」の出版を恐れていた確たる証拠はない。正しくは、恐れても仕方なかったと言うべきかもしれない。少なくとも原理的には、書籍商組合員によって出版される出版物は「海賊版」ではなかった。当時は現代のような「著作権」はなく、法的には「海賊版」も存在しなかった。いわゆる「記憶により再構成」された脚本でも、その版權（所有権）に疑義が呈されなければ出版が許可された。¹⁵上に述べたように、『ヘンリー五世』第1・四つ折本は不法出版された「海賊版」ではなく、「合法的」に出版されたであつた。初版の出版許可記録が書籍商組合記録簿に見えないからといって、不法出版されたとは限らないのである。

劇団が「海賊版」の出版を恐れても仕方なかったといっても、劇団所有の脚本の出版に無関心

だったというのではない。このことを示す記録が、書籍商組合記録に散見される。たとえば 1598 年 7 月 22 日、『ヴェニスの商人』(*The Merchant of Venice*) がジェイムズ・ロバーツの本として登録されているが、印刷に際しては宮内大臣の許可を得るべしとの条件が付されている。¹⁶ また 1603 年 6 月 25 日、国王一座の 5 作品がアンドルー・ワイズからマシュー・ローに譲渡登録されているが、この記録には国王一座の承諾を得ていると付記されている。¹⁷ シェイクスピアの劇団はおそらく、原稿の無断流出を防ごうとして登録したのだと推測される。しかしだからといって、劇団が海賊版の出版を恐れていたとは言えない。海賊版とは、著作権者の権利を侵すものである。この時代、版権は劇団にはなかった。¹⁸ 版権は、書籍商組合によって、出版をあるいは出版登録を認められた書籍商に帰属した。劇団が嫌ったのはおそらく、脚本が劇団に無断で書籍商に渡り、その代価を得られないことであった。劇団は時代が下がるにつれて、脚本を上演台本としてだけでなく出版原稿としても重視するようになって行くようだ。ジェイムズ朝後半以降、国王一座所有の戯曲を一座の承諾を得ずに印刷することを禁ずる書籍商組合宛宮内大臣の通達が何度か出されているのは、その変化の現れだろう。¹⁹

劇団が脚本の無断流出を嫌ったというのは、戯曲の出版そのものを嫌ったということでは必ずしもない。劇団にとっては、戯曲の出版そのものが不都合なのではなく、売却益をもたらさない原稿の流出が問題であった。戯曲の出版についてはむしろ、ルーカス・アーンが指摘するように、²⁰ 劇団は出版を阻止することに熱心でなかった、あるいは出版に積極的であったかもしれない。先に述べたように、宮内大臣一座の戯曲をはじめとして多数の演劇作品が出版されているという事実が、これを裏付けているように思われる。

“to be staied” は登録留保を意味する

問題の記録には、“to be stayed”と記されている。これは出版阻止登録ではないとしても、何らかの理由で出版登録が留保されたことを伝える記載であるのは間違いない。というのも、書籍商組合記録の中で“to be stayed”とうことばは、次の例のように、登録を一時的に留保する際に用いられるからである。(下線は筆者)

(1) 18 May 1603

Henry Gosson A booke called *A warning peece to bribers* is to be staied and not entred to any but hym when he hathe Aucthority for it / ²¹

(2) 31 May 1603

willam white *The E[a]rle of Essex going to Cales [i. e. Cadiz] a ballad to be stayed for him [It] begyns gallantes &c* ²²

(3) 27 Sep. 1605

John Trundel *The estate of Russia with the tragicall endes of the Late Emperour Empresse and prynce with the accidentes happened to Sir THOMAS SMITHE in his ambassage from his maiestie &c to be staied for John Trundel till he bringe further aucthority for yt* vjd

上記3例は、3名の書籍商（ゴッソン、ホワイト、トランドル）がそれぞれの書籍（あるいはバラッド）の出版許可を得ることはできなかったものの、優先出版登録権を認められたことを伝える記録である。第1の記録は、書籍商が公式の出版検閲者（おそらく教会検閲者）の許可を得れば出版登録を認めることを組合が約したことを伝える。ただ、これには登録料の支払記録が見えず、正規の登録ではないと思われる。第2は、版權登録申請者のホワイトに優先登録権を認める記録である。登録留保の理由は不明であるが、公式の出版検閲者の許可を条件としているかもしれない。これもまた登録料支払記録が見えず、正規の登録ではない。第3の記録の趣旨は第1の記録とほぼ同じである。これは登録料6ペンス受領の記載があり、正規の登録である。登録には、副組合長ノートン氏（Master Norton）の承認を得ていると見える。ただし、公式の出版検閲者の許可を得れば登録を認めるという条件付き登録である。

16～17世紀の出版登録については、書籍商組合のみの審査による登録と、公式の検閲者の許可を得た登録とに大別されるが、ジェイムズ朝以降、公式検閲者の審査を経ない登録は少なくなる。公式検閲者の認可は得ていないが、出版に先立ち公式検閲者の認可を得るべしという条件付きで登録が認められている事例は、珍しくない。たとえば、1596年から1605年までの10年間に現れる条件付き登録は100件を超えるが、その3分の2はしかるべき権威者の認可（authority）を出版の条件とする登録である。²⁴ 1603年2月7日の『トロイラスとクレシダ』の登録も条件付き登録である。

master Robertes Entred for his copie in full Court holden this day to print when he
hath gotten sufficient aucthority for yt, The booke of '*TROILUS and*
CRESSIDA' as yt is acted by my lord Chamberlens Men . . . vjd ²⁵

戯曲については、1608年頃からほとんどすべての作品が、戯曲テキストの検閲者である宮廷祝典局長の許可を得て登録されている。²⁶ それに以前については、書籍商組合のみの判断による登録と公式検閲者の審査を経た登録とが混在しているが、公式の検閲に付された作品には政治的あるいは諷刺的な作品が多いように思われる。同様のことが条件付登録についても言える。チェインバーズが指摘するように、1600～1606年頃に条件付で登録されている劇作品はすべて、政治的あるいは風刺的性格をもった作品である。²⁷ ちなみに、先述の3件の出版登録留保記録のうち1件は、公式検閲者の検閲に付すことが少ないバラッドである。にもかかわらず、登録が留保されている。エセックス伯はエリザベス朝末期の1601年に「反乱」を起こして処刑された政界の大立者であって、そのカディス遠征をうたったバラッドは政治的に微妙な問題を孕んでいたために、出版に際しては公式検閲者の許可を得るべしという条件が付せられたのかもしれない。

登録が留保されたのは、公式検閲者の許可を得ていなかったからか

登録が留保されたのは登録申請作品が公式検閲者の認可を得ていなかったことを示している、という見方がある。その可能性はあるが、4作品すべてについてそうだとは言えない。『ヘンリー

五世』は、すでに指摘したように、8月14日の譲渡登録以前に（無登録で）出版が許可されている。加えて、この譲渡登録は公式検閲者の検閲に付されていない。『から騒ぎ』は、8月23日に、『ヘンリー四世・第2部』（2 *Henry IV*）とともに登録されている。認可者は両副組合長であり、公式検閲者の検閲に付されたという記録は見えない。となれば、『ヘンリー五世』も『から騒ぎ』も、公式検閲者の許可を得ていないという理由で、登録が認められなかったとは考えにくい。

『気質くらべ』は、上述のように、『ヘンリー五世』譲渡登録日と同日の1600年8月14日に登録されている。

Master Burby Entred for yeir [their] copie vnder the handes of master PASCILL [i. e.
Walter Burre PASFEILD] and ye Wardens. a booke called *Euery man in his*
humour vjd²⁸

この記録に記されているように、『気質くらべ』は教会検閲者パスフィールド及び書籍商組合幹部の認可を得ている。ということは、この作品については、10日前の（おそらく初回の）登録申請時に、もしその時点で公式検閲者の認可をまだ得ていなかったとすれば、書籍商組合が公式認可を求めた可能性はある。1600年から1605年までにジョンソンの戯曲は6篇が登録されているが、すべて公式検閲者の検閲に付されている。だとすれば、初回の登録申請の際に、書籍商組合が公式検閲者の認可を求めたのはほぼ確実である。ちなみに、『気質くらべ』の1601年の初版は、舞台はロンドンではなくフレンツェで、人物もイタリア名である。舞台をイタリアとした理由のひとつは、検閲にかかるのを回避するためであったかもしれない。²⁹

書籍商組合書記の「覚書」の趣旨

1600年8月4日の記録は、正規の登録ではない。正規の登録ではないから、特定の書籍商の版權を認めるものでもなく、また出版を阻止するための登録でもない。正規の登録でなければ、書籍商組合書記の覚書と見るしかない。それは、4作品の登録申請あるいは登録打診が8月4日あるいはそれ以前になされたことを伝えるメモである。なぜそのような覚書を記したのかは推測するしかない。考えられる理由は次のとおりである。

(1) 公式検閲者の検閲に付されることが好ましいと思われる作者の作品、つまりジョンソンの『気質くらべ』が検閲者の認可を得ていなかった。

(2) 版權の確認ができなかった。

8月4日の記載に書籍商の名前が見えないのは、書籍商が自分に版權があることを担保する証拠を提示できなかったことを示唆する。ある程度の確証が得られれば、条件付きで登録が行われていたであろう。たとえば次の2例のように。

1598年4月21日

Peter Shorte Entred for his copie vnder the[e] hande of Master Man Warden. A
booke Called *An Essaie of 'the seconde weeke' of the noble Learned*
and Devine SALUSTIUS DU BARTAS / Translated by JOSUA

SILUESTER / 1598. vjd³⁰

PROVIDED that this entrance shall not be effectull if any
other haue Right to this booke by any former entrance

1600 年 6 月 12 日

John newbery Entred for his copies vnder the hand of Master Man warden These
bookes folowinge vppon. condycon that they be no other mans
Copies by former entrances

viz

.....
4 Tragedi[a]le SENECAE ijs³¹

ところが 8 月 4 日に申請された作品については、上掲の書籍のような確証が得られなかった——特に『ヘンリー五世』について疑義がただされたかもしれない。というのも、8 月 4 日に登録申請をした書籍商は、『ヘンリー五世』第 1・四つ折本の出版者と異なっていたかもしれないから。

(『ヘンリー五世』第 1・四つ折本の出版者はトマス・ミリングトンとジョン・パスビーであるが、8 月 14 日の登録では版権の譲渡を認められたのはトマス・ペイヴィアであることに注意。)

ことによると 4 作品の登録申請は同一日 (8 月 4 日) ではなく、また複数の書籍商によってなされ、そしてそのいずれについても、版権の確認ができなかった可能性もある。4 作品はすべて宮内大臣一座の作品であるから、同一日 (8 月 4 日) に同一書籍商によって登録申請がなされたように思われるかもしれない。しかし実は、4 作品の登録申請が同日になされたかどうかについては確証はない。

8 月 4 日の記録のすぐ上に、同じく宮内大臣一座の演目 2 劇作品の登録が認められたとする記載がある。

my lord chamberlens menns plaies Entred

viz

A moral of 'clothe breches and velvet hose'

Allarum to London / ³²

これも 8 月 4 日の記載と同じく書記の覚書である。この覚書の左端に、ジェイムズ・ロバーツの本として 1600 年 5 月 27 日に登録されたという趣旨のメモが見える。この 2 作は実際、正規に登録されている。2 作を登録して版権を得たのは、メモに記されているようにロバーツであるが、登録日はメモと少し異なっている。『質素な布の半ズボンとビロードの長ズボンの寓話』(*A Moral of Cloth Breeches and Velvet Hose*) は 1600 年 5 月 27 日に、『ロンドンへの警鐘』(*A Larum for London*) はその 2 日後の 5 月 29 日に登録されている。

この 2 作品の認可者は、両副組合長である。上掲の覚書の目的はよく分からない。何らかの事情で正式に登録簿に記載するのは後回しにして、とりあえず備忘録としてここにメモを残したのかもしれない。正規の登録では両作品とも、印刷にはさらなる権威者の認可を得るべしという条

件が付されている。組合がなぜ「無条件」で認可しなかったのか不明だが、劇の内容から（問題はない芝居のようではあるが）慎重を期して条件を付けたのかもしれない。（上記 2 作品のうち現存する『ロンドンへの警鐘』は、1576 年に起こったスペイン軍によるアントワープ劫掠という史実に基づく劇で、残虐なスペイン人による、懦弱なアントワープ市民の征服を描く。）あるいは、ことによると版權に不分明な点があったのかもしれない。『ロンドンへの警鐘』は 1602 年に出版されているが、出版者はジェイムズ・ロバーツではなくウィリアム・ファースランドである。ジェイムズ・ロバーツという印刷出版業者は、入手した戯曲原稿を他の書籍商に原稿を譲渡するのが通例だった。上記登録から出版までの期間のどこかで、ファースランドに譲渡したと推測される。³³

いずれにせよ、上記 2 作品に関するメモは、別の日に登録申請がなされた作品に関する情報を同一箇所記録することもありえることを示している。つまり、その下に 8 月 4 日の日付で記された 4 作品は別の日に異なる書籍商によって申請された可能性もある。『お気に召すまま』を除く 3 作品は、すでに指摘したように、同じ 8 月に「正規」の登録（条件付き登録も「正規」の登録である）がなされているが、書籍商が異なる。もし 8 月 4 日の時点で書籍商が異なっていれば、正規の登録の際はその全ての名前を記載しなければならない。複数の書籍商が係わっていて、しかもいずれも版權その他の点について登録を認める確証を欠いていたがゆえに、書籍商組合書記は作品名だけを記したのかもしれない。しかしそれでも、登録申請は一人の書籍商によるものであった可能性は残る。その場合は、正規の登録がなされる前に、版權が複数の書籍商に譲渡されたと考えるしかない。

以上は、あくまでも確たる根拠のない推測である。また『お気に召すまま』がなぜこの時期に登録されなかったについても、触れていない。³⁴ この 1600 年 8 月 4 日の記載に、宮内大臣一座が関与しているかどうかも分からない。このように不分明な点はいくつも残るのであるが、ほぼ確実なのは、これは出版阻止の「登録」ではないし、出版を禁止したことの記録でもないということである。それはまた、4 作品についての条件付き登録でもない。それは、4 作品の登録申請がなされたものの、なんらかの理由で登録が保留されたことを伝える覚書にすぎない。組合の書記は、予想される、近い将来の登録再申請のリマインダーとしてこのメモを残したのかもしれない。事実、『お気に召すまま』を除く 3 作品は、3 週間以内に正規に登録されたのである。

* 本稿は、第 49 回シェイクスピア学会における口頭発表原稿「ロンドン書籍商組合記録の登録とは何か」（2010 年 10 月 16 日、福岡女学院大学）に基づく。本研究は、科学研究費補助金・基盤研究（C）（平成 22 年度～24 年度、課題番号 22520251、「英国ルネサンス期における戯曲の版權に関する研究」）の助成を受けている。

¹ Edward Arber, ed., *A Transcript of the Registers of the Company of Stationers of London*, vol. 3 (1876; Gloucester, Mass.: Peter Smith, 1967) 37.

² Gary Taylor, "Introduction," *Henry V*, ed. Taylor, Oxford Shakespeare (Oxford: Clarendon P, 1982) 6; Andrew Gurr, "Textual Analysis," *King Henry V*, ed. Gurr, New Cambridge Shakespeare (Cambridge: Cambridge UP, 1992) 219; T. W. Craik, "Introduction," *King Henry V*, ed. Craik, Arden Shakespeare: Third Series (London: Routledge, 1995) 96.

³ 8 月 4 日の記載の解釈をめぐる論争については、Evelyn Joseph Mattern, "The 'Staying Entry' of 4 August 1600," *As You Like It*, ed. Richard Knowles, New Variorum Edition of Shakespeare (New

York: Modern Language Association of America, 1977) 353-64 参照。

⁴ Roslyn L. Knutson, “The Repertory,” *A New History of Early English Drama*, ed. John D. Cox and David Scott Kastan (New York: Columbia UP, 1996) 470.

⁵ Stanley Wells, “General Introduction,” *The Oxford Shakespeare: The Complete Works*, ed. Stanley Wells, Gary Taylor, John Jowett, and William Montgomery, 1st ed. (Oxford: Clarendon P, 1986) xxx. このような見方は昔からあるもので、たとえばチェインバーズも、同趣旨の指摘をしている。E. K. Chambers, *The Elizabethan Stage*, vol. 3 (1923; Oxford: Clarendon P, 1961) 183 参照。

⁶ Stanley Wells, “General Introduction,” *The Oxford Shakespeare: The Complete Works*, ed. Stanley Wells, Gary Taylor, John Jowett, and William Montgomery, 2nd ed. (Oxford: Clarendon P, 2005) xxxiv.

⁷ チェインバーズは、他劇団の演目の上演の事例に言及している。仮にそれが事実「盗用」であったとしても、同種の事例の記録はほとんど残っておらず、例外的なものと考えるのが合理的である。Chambers, *Elizabethan Stage*, vol. 3, 183 参照。

⁸ Douglas A. Brooks, *From Playhouse to Printing House: Drama and Authorship in Early Modern England* (Cambridge: Cambridge UP, 2000) 172.

⁹ ただし時代が下がるにつれて、演目の盗用は増えていったのかもしれない。1639 年 8 月 10 日、宮内大臣は、ビーストン少年劇団所有の 45 作品を他のロンドンの劇団が上演することを禁ずる命令を発している。G. E. Bentley, *The Jacobean and Caroline Stage*, vol. 1 (Oxford: Clarendon P, 1941) 330-31 参照。

¹⁰ E. K. Chambers, *William Shakespeare*, vol. 1 (1930; Oxford: Clarendon P, 1988) 388-99.

¹¹ Arber, *Transcript of the Registers*, vol. 3, 169.

¹² Arber, *Transcript of the Registers*, vol. 3, 169.

¹³ Arber, *Transcript of the Registers*, vol. 3, 170.

¹⁴ Andrew Gurr, “Introduction,” *The First Quarto of King Henry V*, ed. Gurr, New Cambridge Shakespeare (Cambridge: Cambridge UP, 2000) 9; Lukas Erne, *Shakespeare as Literary Dramatist* (Cambridge: Cambridge UP, 2003) 216-19.

¹⁵ Leo Kirschbaum, *Shakespeare and the Stationers* (Columbus: Ohio State UP, 1955) 90.

¹⁶ Arber, *Transcript of the Registers*, vol. 3, 122.

¹⁷ Arber, *Transcript of the Registers*, vol. 3, 239.

¹⁸ 当時の版権については、Peter Blayney, “The Publication of Playbooks,” *A New History of Early English Drama*, ed. Cox and Kastan, 398-405; David Scott Kastan, *Shakespeare and the Book* (Cambridge: Cambridge UP, 2001) 24-25; 太田一昭、「ロンドン書籍商組合記録とエリザベス朝演劇の出版」、『言語科学』、第 45 号（2010 年）、50-55 頁参照。

¹⁹ Chambers, *William Shakespeare*, vol. 1, 136.

²⁰ Erne, *Shakespeare as Literary Dramatist*, 115-28.

²¹ Arber, *Transcript of the Registers*, vol. 3, 36.

²² Arber, *Transcript of the Registers*, vol. 3, 36.

²³ Arber, *Transcript of the Registers*, vol. 3, 302.

²⁴ Mattern, “‘Staying Entry’ of 4 August 1600,” 356.

²⁵ Arber, *Transcript of the Registers*, vol. 3, 226.

²⁶ 戯曲本の登録率の変遷については、太田一昭、『英国ルネサンス演劇統制史——検閲と庇護』（九州大学出版会、2011 年）183-85 頁参照。

²⁷ Chambers, *Elizabethan Stage*, vol. 3, 190.

²⁸ Arber, *Transcript of the Registers*, vol. 3, 169.

²⁹ Robert S. Miola, ed., *Every Man in His Humour*, Revels Plays (Manchester: Manchester UP, 2000) は「イタリア版」であるが、Miola は本書の序文（“Introduction,” 8）で、ジョンソンはイタリアを舞台とすることで検閲を回避できたと記している。

³⁰ Arber, *Transcript of the Registers*, vol. 3, 112.

³¹ Arber, *Transcript of the Registers*, vol. 3, 163.

³² Arber, *Transcript of the Registers*, vol. 3, 37.

³³ 高橋康也ほか編、『研究社シェイクスピア辞典』（研究社、2000 年、118 頁）には、『ヴェニスの商人』の第 1・四つ折本、『タイタス・アンドロニカス』の第 2・四つ折本、『ハムレット』の第 2・四つ

折本は彼（James Roberts）による印刷、出版である」とあるが、これは誤解を招く。ロバーツは、この3つの刊本の「印刷」をしたのであって、「出版者」ではなかった。「出版者」は、『ヴェニスの商人』第1・四つ折本がトマス・ヘイズ、『タイタス』第2・四つ折本がエドワード・ホワイト、『ハムレット』第2・四つ折本がニコラス・リングである。Chambers, *William Shakespeare*, vol. 1, 313, 368, 408 参照。

³⁴ 『お気に召すまま』が書籍商組合記録簿に登録されたのは、1623年11月8日である（Arber, *Transcript of the Registers*, vol. 4, 107）。この時に他のシェイクスピア作品15編とともに、アイザック・ジャガードとエドワード・ブラントの本として登録されている。両書籍商が版權を取得するにいたった経緯は不明。